

日本糸里発掘調査報告書

1982. 3

久世町教育委員会

例 言

1. この報告は久世町教育委員会が岡山県教育委員会に依頼して実施した「圃場整備事業に伴う発掘調査」の概要である。
2. 遺跡は真庭郡久世町大字目木に所在する。
3. 発掘調査は県文化課松本和男が担当し、1981年4月17日～23日、同年11月4日～13日の2回に分けて実施した。
4. 発掘調査にあたっては、岡山県教育委員会、久世町役場、地権者等関係各位より絶大なる援助を受けた。特に発掘調査に従事していただいた下記の方々には大変にお世話になりました。記して謝意を表します。

1 次 調 査

笠原森，三村繁男，三村友子，矢吹好江，池町季子

2 次 調 査

中尾勝市，中尾富，入江森，小柳登三男

5. 遺物整理は県文化課分室において松本和男が行った。
なお、出土遺物は久世町教育委員会に、実測図、写真等は県文化課分室（岡山市西古松）において保管している。
6. 本報告書の執筆，編集は松本和男が行った。
7. 本書に使用したレベル高は海拔高である。方位は第1～3図が真北である。
8. 本書第1図に使用した地形図は，建設省国土地理院発行の50,000分の1地形図（津山西部，勝山）を複製したものである。

目 次

第Ⅰ章	調査の経過と条里の位置	1
	Ⅰ 調査の経過	1
	Ⅱ 条里の位置と研究史	4
第Ⅱ章	発掘調査の概要	6
	Ⅰ トレンチ調査の概要	6
	Ⅱ 遺物	13
第Ⅲ章	結語	15

図 目 次

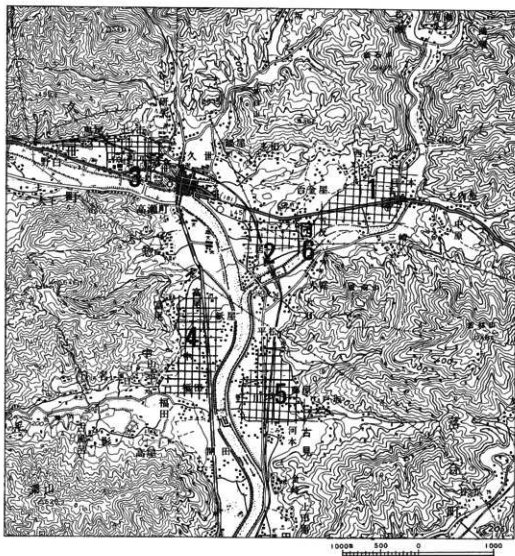
第1図	目木条里周辺地形図 (1/50,000)	1
第2図	目木条里周辺地形図 (『久世町史』より)	3
第3図	目木条里トレンチ設定図 (1/4,000)	5
第4図	目木条里における小字限図	6
第5図	トレンチ (1~8) 断面図 (1/60)	7
第6図	トレンチ (9~15) 断面図 (1/60)	8
第7図	トレンチ出土遺物 (1/3)	13
第8図	目木条里と旧河道	15

図 版 目 次

図版1	久世町目木周辺航空写真 (南上空から)	19
図版2	(1) T-1 (南から)	20
	(2) T-11断面 (南西から)	20
図版3	(1) T-8 全景 (南から)	21
	(2) T-8 断面 (北西から)	21
図版4	(1) T-8 畦畔断面 (北西から)	22
	(2) T-14断面 (北から)	22

第I章 調査の経過と条里の位置

I. 調査の経過



1. 大字目木の条里 3. 大字久世の条里 5. 大字古見の条里
2. 大字台金屋の条里 4. 大字中の条里 6. 五反廣寺址

第1図 目木条里周辺地形図 (S=1/50,000)

目木条里は真庭郡久世町大字目木に所在する遺跡である。この目木条里は大化年代の条里制遺構として永山卯三郎氏（註1）によって確認されて以来、美作国西部において最も整然と条里制地割が残されている地区として著名であった。

そのため、久世町教育委員会では昭和38年の第1回町内文化財の指定にあたって目木条里を久世町指定史跡として、その遺構の重要性を広く町民に知らせることになった。このように条里制遺構そのものを指定史跡としたのは岡山県では最初であり、高く評価されるものである（註2）。

しかしながら、昭和39～41年の農業構造改善事業で目木条里の西半分が、工業団地造成で南中央部が改変されてしまい、旧水田の景観は約半しか残っていないのが現状である。特に昭和39～41年の農業構造改善事業に伴う工事では五反庵寺が所在する丘陵東側の水田において、弥生時代～古墳時代の遺物が出土していることから、埋没条里以外の遺構が存在することが予想された。全国的にみても昭和40年代における条里制遺構の文化財としての取り扱いについては、その具体的保存方法が確立していなかったことと、条里制遺構そのものに対する問題意識の欠除からその対応が充分でなかったのである。

昭和45年頃に久世町役場建設課から久世町大字目木字青影一ノ坪、尻田、井口、礼命、上村、後田一帯を圃場整備したい旨の問合せが同町教育委員会にあったが、目木川の河川改修工事との関連で中止となった。ところが、昭和55年の11月頃から再び当該地区の圃場整備計画がもちあがったため、昭和56年2月9日に県文化課、久世町教育委員会、同町役場建設課の三者で保存方法について協議したが、圃場整備地区は前述した地区以外にさらに字神田、ビワ田、中村の地区が増加していることと、地権者の要望でもあり、圃場整備事業そのものを中止することは困難であることが確認された。そのため、設計は条里制地割の単位である方1町を囲む区画畦畔は破壊せずに盛土して拡幅することとし、埋没条里以外の遺構が検出された場合は再度協議することとした。その間、久世町教育委員会は昭和56年3月17日に町文化財保護審議会を開催し、目木条里の圃場整備計画について審議していただいた。審議会では工事施行前に記録保存の処置を講ずるよう決議した。

昭和56年4月1日付で久世町長福島毅は久世町教育委員会に対して町指定史跡の現状変更届を提出するとともに、発掘通知（文化財保護法第57条の3）を提出した。工事は2期に分けて実施するため、文化財保護法第98条の2は昭和56年4月3日と同年10月1日の2回に分けて通知している。

このような経過をふまえて、久世町教育委員会は岡山県教育庁文化課の指導をうけて、昭和56年4月17日～23日、同年11月4日～13日の2回に分けて発掘調査を実施した。



第2圖 目木峯屋敷辺地形図（『久世町史』より）

II. 条里の位置と研究史

中国山地に発源し瀬戸内海に注ぐ旭川は真庭郡久世町で流路を東から南に大きく蛇行するが、これは北から延びる河岸段丘が南に突きだしているためである。この段丘の東には支流である目木川が市街地の東端で本流の旭川に合流している。この旭川と目木川の合流によって形成された沖積平野は久世町における最も大きな平坦地形である。この平坦な地形をもつ目木地区は美作西部において最も条里制地割を整然と残している土地として著名であった(註3)。

久世町及び隣接する落合町には5ヶ所の条里制地割が確認されているが(註4)、目木条里は北東端に位置する条里である。「調査の経過」で述べた如く、目木条里は地割の大部分が改変されており(註5)、もはや古地図等からしか復原できない現状であり、かろうじて久世老人ホーム(旧福島邸)より西へ二町目までの南北線(註6)と久世老人ホームの裏を西に延びる東西線が二町程残っているのが現状である。

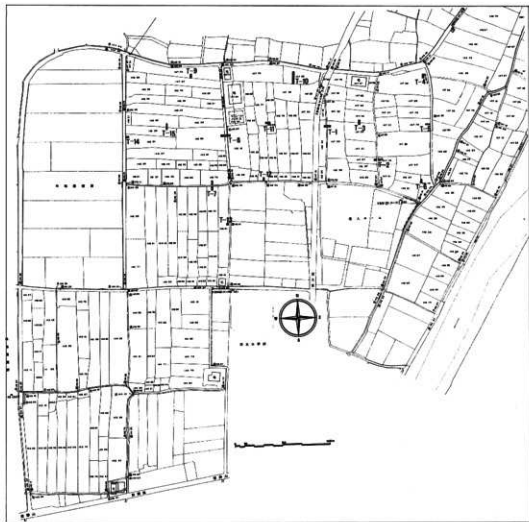
目木条里は永山卯三郎氏による『久世附近に於ける條里の遺址』(註7)によって初めて条里制地割が研究された。その後『岡山縣通史』(註8)、『岡山縣農地史』(註9)において再発表している。これによると、目木条里は右上隅を起点とする横行連続式であり、作州に多い坪割であったことと、多数の古墳、白猪の屯倉、五反庵寺及び大庭郡家などは条里施行と密接な関係があったことを推察している(註10)。その後、高重進氏は『久世町史』(註11)で当町の条里の検討を試みている。この中で、高重氏は目木条里と台金屋条里は「条里の地割そのものは五反の台地が南に張り出しているため連続していないが、60間隔をもって延長すると同一の条里であることから、完全に接続していたことと、条里施行の基準線が篠向城址の山頂と北側は上口下と上連との中間の北にある山頂(標高413.4m)の線を基準にした可能性」を指摘している(註12)。さらに注目すべきことは、白猪屯倉設置の記事からみて、大化改新の班田取授のモデルが白猪屯倉であるということである(註13)。

もし、白猪屯倉が当地方に存在したとするならば(註14)、目木地区、台金屋地区などに展開する条里制地割は大化改新以前のもと考えられるわけであり、条里の起源及び白猪屯倉を考えるうえで極めて重要な条里制遺構と云うことができる。

このような研究成果をもとにして目木地区における埋没条里は発掘調査されることになった。

註

- 註1 永山卯三郎編著 『岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告』第7冊 昭和3年刊。(127頁)を参照。
- 註2 全国的にみても、条里制遺構そのものを窺あるいは町指定史跡にしているものは埼玉県児玉郡美里村十条、岐阜県本巣郡北方町高屋、岡山県和気町日室と久世町目木の条里のみである。(岩本次郎「圃場整備について」奈良国立文化財研究所主催による第1回条里制研究会資料による。)
- 註3 註1に同じ。
- 註4 第1図参照。
- 註5 久世町教育委員会、久世町文化財保護審議会編 『久世町の文化財』第1集 昭和55年刊。33頁の図参照。
- 註6 久世町史編集委員会編 『久世町史』第3章第1節(133頁)を参照。



第3図 目木条里トレンチ設定図 (1/4,000)

註7 註1に同じ。

註8 永山卯三郎著『岡山県通史』岡山県 昭和5年刊。(365頁)を参照。

註9 永山卯三郎著『岡山縣農地史』昭和27年刊。(373頁)を参照。

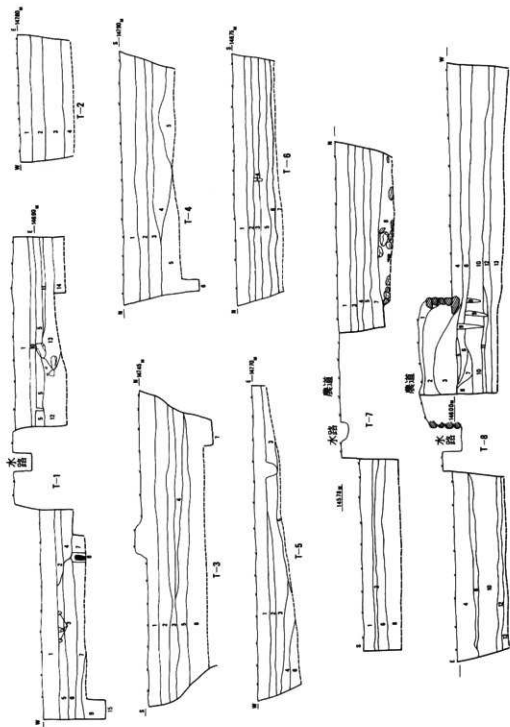
註10 註1に同じ。

註11 『久世町史』(133～135頁)を参照。

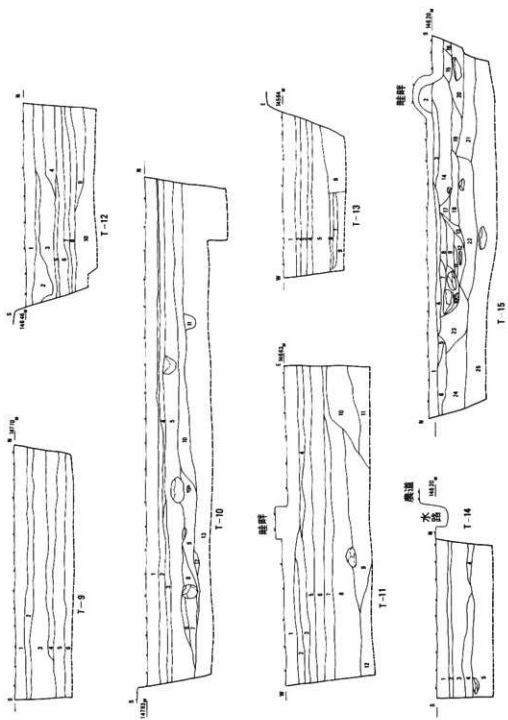
註12 『久世町史』(134頁)を参照。

註13 『久世町史』(128頁)を参照。

註14 白猪屯倉の位置については学界においてもまだ定説がなく、今後の重要な研究課題である。屯倉の比定地としては、(1)美作国大庭郡とする見解、(2)吉備地方北部の山間部とする見解、(3)吉備地方の南部とする見解などがある。『久世町史』においても白猪屯倉の位置を明確に当町に比定していない。



第5圖 T-1~8断面圖 (S=1/60)



第6圖 T-9~15断面圖 (S=1/60)

T-1

1. 耕作土層
2. 灰青色 (砂利層)
3. 黒色土層
4. 青灰色土層 (微砂, 砂利含む)
5. 黄褐色粘質微砂層
6. 灰茶褐色土層 (微砂, 小円礫含む)
7. 黄灰褐色粘質微砂層
8. 青灰色粘質土層
9. 灰黄色微砂層
10. 灰色粘質土層 (砂利あり)
11. 暗灰色微砂層
12. 茶褐色粘質微砂層
13. 砂利層
14. 赤黄褐色粘質微砂層

T-2

1. 耕作土層
2. 黄茶褐色粘質土層
3. 茶灰褐色砂利層 (小, 大円礫混入)
4. 茶褐色砂質土層

T-3

1. 耕作土層
2. 暗灰色粘質土層
3. 黄灰色粘質土層
4. 灰色粘質微砂層
5. 灰黄色微砂層
6. 灰黄色砂層

T-4

1. 耕作土層
2. 黄褐色粘質微砂層
3. 灰色微砂層
4. 灰色微砂層
5. 茶褐色微砂層
6. 砂利層

T-5

1. 耕作土層
2. 灰色微砂層
3. 黄褐色粘質土層
4. 灰褐色粘質微砂層
5. 砂利層
6. 茶褐色微砂層

T-6

1. 耕作土層
2. 灰色微砂層
3. 黄褐色粘質微砂層
4. 灰色粘土層
5. 茶褐色細砂層
6. 茶褐色微砂層
7. 礫層

T-7

1. 暗灰色粘質微砂層
2. 灰黄色粘質土層
3. 灰色粘質微砂層
4. 黄灰褐色粘質土層
5. 黄茶褐色粘質土層
6. 黄褐色粘質土層
7. 黄褐色粘質微砂層
8. 灰色砂層

T-8

1. 黒色土層
2. 暗黄褐色土層
3. 茶褐色土層
4. 耕作土層
5. 灰色粘土層
6. 黄褐色粘質土層
7. 灰茶褐色細砂層
8. 暗灰色粘質土層
9. 灰色粘質微砂層
10. 灰色粘質土層
11. 灰黄色粘質微砂層
12. 黄褐色粘質土層 (微砂まじり)
13. 灰色砂利層 (小円礫混入)

T-9

1. 耕作土層
2. 黄褐色砂質土層
3. 灰色砂質土層
4. 灰色粘質土層
5. 灰茶褐色砂質土層
6. 茶褐色砂質土層 (円, 角礫多く含む)

T-10

1. 耕作土層
2. 暗茶褐色粘質土層
3. 灰色砂質土層
4. 黄褐色粘質土層
5. 暗灰色砂質土層
6. 小円礫層
7. 暗灰色粘質微砂層
8. 暗灰褐色細砂層
9. 灰色粘質土層 (円礫混入)
10. 灰色砂層
11. 灰黄色砂質土層
12. 灰色砂質土層
13. 黒色土層 (円礫, 砂質土まじり)

T-11

1. 耕作土層
2. 灰黄色粘質土層
3. 暗灰色粘質土層
4. 黄灰褐色粘質土層
5. 灰色粘質土層
6. 黄灰褐色粘質土層
7. 黄灰褐色砂質土層
8. 灰色砂層
9. 茶灰褐色微砂層
10. 灰色砂利層
11. 灰褐色砂層
12. 灰色砂利層

T-12

1. 耕作土層
2. 暗褐色粘質土層
3. 暗灰色砂質土層
4. 暗褐色粘質微砂層
5. 暗灰色粘質土層
6. 灰色粘質土層
7. 黄灰褐色粘質微砂層
8. 黄褐色粘質微砂層
9. 茶褐色砂層
10. 灰色砂利層

T-13

1. 耕作土層
2. 黄灰褐色粘質土層
3. 灰色粘質微砂まじり層
4. 茶灰褐色細砂まじり層
5. 茶褐色砂利層
6. 灰色粘土層
7. 黄褐色粘質土層
8. 灰褐色砂利層
9. 茶褐色砂利層

T-14

1. 耕作土層
2. 黄褐色粘質土層
3. 黒色粘質土層 (地山礫混入)
4. 暗茶褐色粘質土層
5. 灰褐色砂礫層

T-15

1. 耕作土層
2. 暗灰色粘質土層
3. 灰黄色粘質土層
4. 灰黄褐色粘質土層
5. 灰黄褐色土層
6. 黄褐色粘質土層
7. 灰褐色粘質微砂層
8. 灰褐色微砂層
9. 茶褐色微砂層
10. 灰色砂質土層
11. 褐色粘質土層
12. 灰褐色粘質微砂層
13. 茶褐色粘質土層
14. 灰色粘質微砂層
15. 灰白色粘質土層
16. 灰黄褐色粘質微砂層
17. 暗灰色粘質土層
18. 灰黄褐色微砂層
19. 黄褐色微砂層
20. 灰黄褐色微砂層
21. 灰色砂層
22. 黄褐色砂利層
23. 黒色粘質土層
24. 黒色土層 (円礫混入)
25. 暗灰色砂利層

旧水田層は確認できなかった。

西側断面では護岸用杭を打ち込んだ溝が検出された（4層）。現水田層はこの溝を灰青色砂利層（2層）で埋めて拡大していることが判明している。この溝に伴う水田層が第6層である。

さらに下層では微砂層と砂利層がみられる。出土遺物としては磨滅した土器が1層から近世陶磁器、青磁、須恵器（古墳時代）が、15層から土師器、瓦質土器、須恵器（古墳～奈良時代）、近世陶磁器（唐津焼）が出土している。なお、溝に伴う旧水田層（16層）は出土遺物からみて近世のものと考えられる。

T-2（第4図）

T-1から東へ約半町のところの畦畔に2×7mのトレンチを東西に設定した。トレンチ中央部に畦畔があるため、分断して調査を実施した。東と西の土層断面は同じであるため、東側を図示した。土層は4層に区分されるが、現水田層より下層は砂利層の堆積のみで、旧水田層や溝は確認することができなかった。出土遺物としては1層で須恵器（古墳～奈良時代）、土錘、近世、現代陶磁器がある。いずれも細片で、磨滅している。

T-3（第4図）

久世老人ホームの北西隅に残る交点を起点として、東に約30m、そこから北へ約60mの地点に2×5mのトレンチを南北に設定した。土層は7層に区分されるが、旧水田層、溝は確認されなかった。5～7層は砂利層の堆積であり、2～4層は現水田層の造成土層である。出土遺物としては1層で土師器細片、須恵器（古墳～平安時代）、勝間田焼、近世陶磁器（梁付）がある。

T-4（第4図）

北東隅に1×4mのトレンチを南北に設定した。土層は6層に区切られる。現地表から約60cm程で砂利層となり、旧水田層、溝は確認できなかった。出土遺物としては1層から土師器細片、須恵器（古墳～奈良時代）が、5・6層からは土師器、須恵器（古墳時代）がある。遺物はいずれも細片で、磨滅している。

T-5（第4図）

T-4と6の中間地点に1×5mのトレンチを東西に設定した。土層は6層に区分される。下層における堆積状況は東から西にゆるやかに傾斜するが、最下層は砂利層である。旧水田層（4層）が確認されている。出土遺物としては1～3層において土師器、須恵器（古墳時代）が出土しているが、磨滅して時期不明のものがある。

T-6（第4図）

T-5から約60m南に位置する地点に1×4mのトレンチを南北に設定した。土層は7層に区分さ

れる。現地表から約60cm程で人頭大の礫が含まれる礫層となり、旧水田層、溝は確認できなかった。出土遺物としては1～3層において、弥生式土器、土師器、須恵器が出土している。いずれも細片で磨滅している。

T-7 (第4図)

老人ホームから西へ1町目で南北線と東西線がクロスする地点から西へ約15mのところ1.5×8mのトレンチを南北に設定した。トレンチ中央部に農道と水路があるため、分断して調査を実施した。土層断面は北と南で異なる。北の断面は6層、南の断面は4層に区分されるが、基本的には砂利層の堆積後につくられた現水田以外には何も確認することができなかった。出土遺物は無し。

T-8 (第4図)

老人ホームから西へ1町目で南北線と東西線がクロスする地点から北へ約40mのところ1.5×9.5mのトレンチを東西に設定した。トレンチ中央部には農道と水路があるため分断して調査を実施した。現水田からの土層は東と西では基本的に同じである。東側は5層に区分され、現水田層の下に旧水田層(10層)が1枚確認されている。それより下層は砂利層である。西側では既存の農道を一部切断して調査を実施した。ここでは旧水田層に伴う畦畔を確認したことが成果であった。現在の水田層(4層)に対応する農道(畦畔)には路肩が崩壊するのを防ぐため杭(9層)が3本打ち込まれているのが観察されたが、旧水田層(10層)に伴う畦畔(8層)は高さが25cmあり、幅は30cmまで確認できた。なお、畦畔と旧水田層の土質はほぼ同じであるが色調は異なる。旧水田層の時期は、この土層内より白磁片などが出土したことから鎌倉時代以降のものと考えられる。出土遺物としては4層から時期不明の土師器、須恵器、近世陶磁器片が、10層からは土師器細片、須恵器(古墳～奈良時代)輸入陶磁器(白磁)片がある。磨滅しているものが大部分である。

T-9 (第5図)

老人ホーム裏の東西線から北に1町目の区画畦畔、溝を確認するために設定した。トレンチの位置は老人ホーム裏にある陌線と阡線がクロスする地点を基準として西へ約150m、北へ約100mの地点に1.5×4mのトレンチを南北に設定した。土層は6層に区分される。最下層(6層)は円、角礫を含む地山土であり、現水田層との間には旧水田層、畦畔及び溝は確認できなかった。3～5層は水田造成による盛土と思われる。出土遺物としては2層から土師器、須恵器(古墳～奈良時代)が、3層からは弥生式土器、須恵器(古墳～奈良時代)、瓦質土器、摺鉢、輸入陶磁器(白磁)がある。

T-10 (第5図)

T-9の約110m東にT-9と同じ目的で1.5×8mのトレンチを南北に設定した。土層は13層に区分される。黒色土層(13層)にビット状の遺構(11層)が検出されたのみで、旧水田層、畦畔及び溝などは確認されていない。5層～13層は造成土層と考えられる。出土遺物としては5層から備前焼、

輸入陶磁器、土師器、須恵器がある。

T-11 (第5図)

老人ホーム北西隅の交点から西へ約60m、北へ約60mの位置に1.5×5mのトレンチを東西に設定した。土層は12層に区分されるが、旧水田層は5層である。6層から輸入陶磁器片などが出土していることから鎌倉期以降の水田層と思われる。出土遺物としては6層から須恵器(古墳～奈良時代)、輸入陶磁器(青磁)が出土している。

T-12 (第5図)

T-11の約60m南に1.5×3.2mのトレンチを南北に設定した。このトレンチはT-7と同様に東西線の埋没条里を確認することを目的とした。土層は10層に区分されるが、現水田面から約50cmまで(1～5層)は昭和46年の盛土層である。昭和46年以前までは低地であり、以前の水田層は第6層である。6層からは砂層及び砂利層が堆積している状態であった。このことからみても、この附近の水田は最も海拔高の低い地帯であったことが確認された。出土遺物としては3層から須恵器(奈良時代)が出土している。

T-13 (第5図)

老人ホーム北西隅の交点から西に約100m、南に約50mの位置に1.5×2.6mのトレンチを東西に設定した。このトレンチはT-8において確認された埋没条里を追求することを目的としたものである。土層は9層に区分される。現水田層は砂利層の堆積によって形成されており、旧水田層、溝は確認できなかった。第6層に灰色粘土層が幅約120cm、厚さ5cm程みられるが、水田層とは考えられない。出土遺物としては2層から弥生式土器、土師器細片があるが、いずれも磨滅している。

T-14 (第5図)

老人ホーム北西隅の交点から西に約200m、北へ約55mの位置に1.5×2.5mのトレンチを東西に設定した。このトレンチは農道から西が既に圃場整備を完了しているため、東側部分で旧水田層、畦畔及び溝などを確認するために実施したものである。土層は5層に区分されるが、現地表から約60cm程で人頭大の円礫を含む砂礫層に達するため、これから下層には旧水田層は存在しないと考えられる。3層(黒色)と4層(暗茶褐色)は微砂まじりの粘質土層ではあるが旧水田層とは考え難く、T-9、10と同様の造成土層の可能性がある。出土遺物は無い。

T-15 (第5図)

T-14の約50m東に1×6mのトレンチを南北に設定した。土層は25層に区分され、複雑な状態を呈するが、これは現水田層を造成するために生じたものと考えられる。現地表から約60cmで砂利層(25層)となるが、その間には旧水田層などは観察することができなかった。出土遺物としては14層

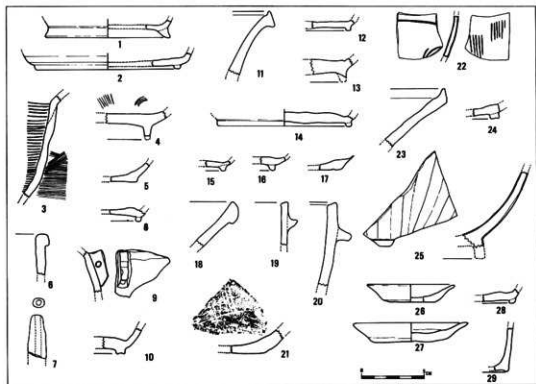
から土師器、近世陶磁器がある。

II. 遺物 (第6図)

2度の埋没条里遺構の調査における遺物出土量はコンテナに2箱弱である。出土層位は耕作土層、水田造成土層、旧水田層及び砂利層である。遺物の大部分は細片で、しかも磨滅しているため実測可能な土器が極めて少ない。しかし埋没条里の時期決定に重要な遺物がT-8旧水田層で出土したことは成果の1つであった。(第6図13, 15)

遺物は弥生式土器、土師器、古墳～平安時代の須恵器、瓦質土器、備前焼、輸入陶磁器、近世陶磁器などが出土しているが、量的には須恵器、土師器が多い。

第7図(1)～(6)はT-1において出土した土器である。(1), (5), (6)は砂利層(13層)から出土した。(1)は高台断面が三角形を呈する土師器で、底部径は約10cmを測る。色調は黄褐色を呈する。(4)は耕作土層出土の輸入陶磁器で、見込み部分に櫛描がみられる。(5)は底部に承切り痕がみられる須恵器である。色調は青灰色を呈する。(6)は内外面に灰白色の釉がかかる近世陶磁器(唐津焼)である。壺も



1～6…T-1, 7～9…T-2, 10…T-3, 11, 12…T-4, 13, 15…T-8,
14, 16～21…T-9, 22, 23…T-10, 24, 25…T-11, 28…T-12, 26, 27, 29…T-15

第7図 トレンチ出土遺物 (S=1/3)

しくは火鉢と思われる。(7)~(9)はT-2の耕作土層(1層)から出土した。(7)は土鍾,(9)は肩部に耳をもつ須恵器の壺で、平安時代頃のものと思われる。(10)はT-3の表土層,(11),(12)はT-4の表土層から出土した。(11)は古墳時代後期の広口壺,(10),(12)は奈良時代の高台付杯身である。(13),(15)はT-8の灰色粘質土層(旧水田層)から出土した。(13)は外面が淡緑灰色を呈する輸入陶磁器(白磁)である。(14~21)はT-9の灰色砂質土層(3層)から出土している。(14),(16)は高台付杯身である。(17)は土師器の小皿,(18)は瓦質の土鍋である。口縁端部にススが付着している。(19)は土師質,(20)は瓦質の鏝付羽釜である。(21)は土師質の摺鉢である。内面には櫛状工具による御目(三本単位)がみられる。色調は白灰色を呈する。(22),(23)はT-10の暗灰色砂質土層(5層)から出土している。(22)は輸入陶磁器(青磁)である。内外面に櫛描の文様がみられる。色調はオリーブ色を呈し、胎土、焼成とも良好である。同安窯系の製品である。(23)は須恵器壺の口縁部である。(24),(25)はT-11の黄灰褐色粘質土層(6層)から出土している。(25)は輸入陶磁器(青磁)である。外面には蓮弁文が認められるが、錆はやや不明瞭である。色調は濃いオリーブ色を呈する。龍泉窯系の製品である。(26)はT-12の暗灰色砂質土層(3層)から出土した高台付杯身である。(26),(27),(29)はT-15の灰色粘質微砂層(14層)から出土した。(26),(27)は土師器の小皿,(29)は近世陶磁器である。

第三章 結 語

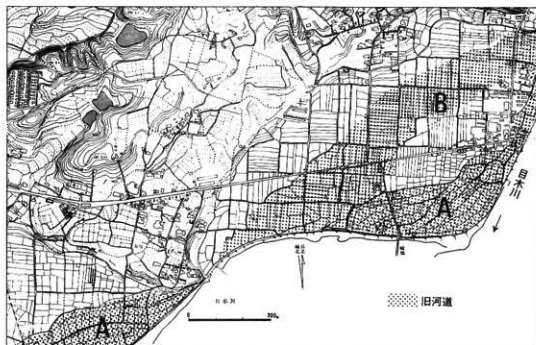
2回の発掘調査は短期間で、しかも調査面積が少ないにもかかわらず埋没条里そのものの存在の有無と目木地区の古地形を復原するうえで極めて重要な調査であった。以下、調査結果にもとづいて目木地区の条里制地割について考察してみたい。

1. 目木地区の古地形 (第8図)

トレンチ調査で明瞭に旧水田層、畦畔、溝を確認できたのはT-1, 5, 8, 11であり、それ以外のトレンチでは全く埋没条里に伴う遺構を確認することができなかった。

調査の結果、この地域における現水田はT-9, 10, 14にみられるように北の山裾端部を削平して造成した地区と目木川の洪水堆積層によって形成された地区 (T-1~8, 11~13) に大きく分けることができる。

北の山裾に形成された字神田、ビワ田の現水田面の下層には旧水田に関連する遺構はなく、出土遺物からみても鎌倉~江戸時代頃に造成された水田であることが判明した。一方、T-1~8, 11~13などにみられる現水田下の土層堆積状況は、前述したように目木川氾濫原によって形成されたものであり、現水田層と最下層の砂利層との間にはT-1, 5, 8, 11を除いて旧水田層が存在しなかった。



第8図 目木条里と旧河道 (久世町史「五反庵寺周辺地形図」をもとに作成する)

旧水田層の時期は出土遺物などからみてT-1, 5が近世, T-8, 11が鎌倉時代以降の水田層と考えられる。そして、旧水田層と最下層である砂利層、砂礫層の間には細砂層や微砂層の漸次堆積の痕跡が認められることから、旧河道の存在が推定されるのである。

現目木川の流路は東の山裾を流れている。これは明治21年12月に作成された「河溝道路堤塘等取調絵図」(註1)においても同じであるが、下流域の中島では変遷が認められる(註2)。しかし、右岸一帯には小字で川端、下河原などという地名があることと、図2、図版1などでも明瞭に氾濫原痕跡があることから旧河道と思われる。この旧河道は五反の河岸段丘に突きあたり、台金屋地区にみられる条里制地割の南側部分を削った痕跡がみられるのである。この旧河道をA旧河道と呼ぶことにする。B旧河道は今回のトレンチ調査における土層堆積状況と周囲の水田との微地形及び畦畔の形状等によって推測することができた(註3)。(第2図)この旧河道の推定幅は約150m位と考えられる。

A, B旧河道の新旧関係はB旧河道一帯の旧水田が鎌倉時代以降につくられていることから、少なくとも鎌倉時代以前は河道であったと考えられる。A旧河道及び目木川がいつ頃から流路を変えたのかは明らかではないが、少なくとも明治21年の絵図(註4)には現在の流路が描かれており、条里制地割が現目木川右岸沿一帯に存在しないことからみてもA旧河道が新しいと考えられる。

このように目木地区には2つの旧河道とその新旧関係が判明したことは、弥生時代～現代までの生活基盤を考えるうえで大切な資料といえる(註5)。

2. 条里施行時期について

条里の施行時期については大化前代から平安時代まで各説あるが、いまだに定説がないのが現状である。ここでは先学の目木条里の研究成果(註6)をもとにこの地方の条里施行時期について考えてみたい。

調査の結果、目木地区における現在の条里制地割は農道下に埋没した畦畔が確認されたT-8のように鎌倉時代以降のものと近世以降のもの2種類があり、いわゆる大化前代頃の条里制地割そのものがなかった可能性が強くなったことである(註7)。

高重進氏が「久世町史」(註8)において指摘されたように班田収授のモデルであったと考えられる時期の条里制地割が確認されていたならば、久世の地に白猪屯倉が設置されていた有力な材料となっていただけに、ますますこの地域の理解は困難となったといえよう。

美作国の地誌「作陽誌」には久世町目木村は大庭郷、台金屋、久世村は久世保となっている。特に久世保については中野栄夫氏による研究成果(註9)があるが、在地豪族である久世氏は「保」内一帯を大規模に開発したと思われるが、目木地区においてもそれに符合するかのように関田された可能性があるということである。このような見方をとるならば目木地区、台金屋地区、久世地区、中村地区、川東地区等にみられる条里制地割は中世～中世末にかけて区画された耕地割の可能性も考えられるのである。

3. 最後 に

今回の発掘は広大な面積の一部に限られた調査を実施したため、調査結果については問題点があるが、次のような点を要約して結びとしたい。

1. 目木地区にはA、B 2つの旧河道が存在すること。
2. 大化前代頃に水田化された痕跡が無いこと。
3. 現在の条里制地割と同じ位置に鎌倉時代以降の畦畔及び水田層が一部確認されたこと。

などである。しかし、この地域は白猪屯倉と関連して今後さらに再検討されるべき重要な地区であることから、将来さらに多くの修正がなされる可能性がある。

目木条里は岡山県下で最初に条里制遺構を町指定史跡として保存してきた地区であり、また県下で最初に目的意識をもって条里制遺構を調査した遺跡でもある。

今後類例の増加と周辺地域の詳細な調査によって本地方の条里制地割が研究、問題提起されることを希望するものである。

最後に岡山大学教授高重進先生には発掘調査中、報告書作成にあたって有益な助言をうけたことを銘記し、記して謝意を表する。

註

註1 「河溝道路堤塘等取調絵図」久世町役場所蔵 明治21年

註2 註1に同じ。「久世町史」第5章第3節図15を参照。(623頁)

註3 「久世町史」第3章第1節で条里地割が掲載されているが(133頁、図2)、東と西南隅の畦畔において旧河道幅痕跡が明瞭に認められる。

註4 註1に同じ

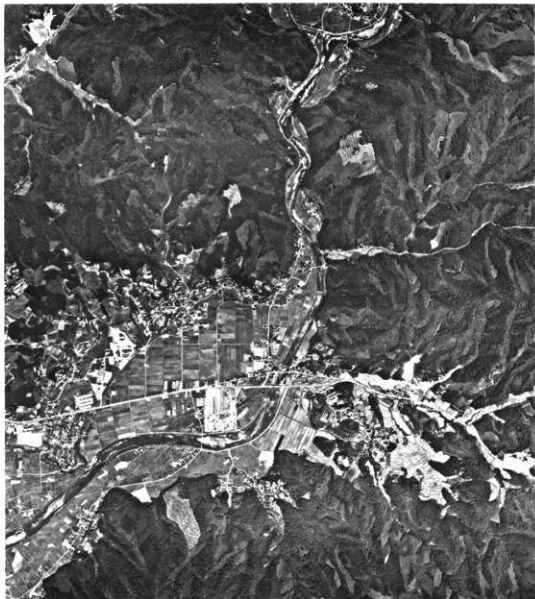
註5 筆者は目木地区、台金屋地区における沖積化はかなり古い段階から行われていたと理解し、「久世町史」第2章第2節(63-64頁)において見解を述べたが、今回の発掘調査の結果からみて弥生-古墳時代頃まではB旧河道が不安定であったため、丘陵縁辺部を中心に展開していた可能性が強くなったが、論旨に変更はない。いづれにしろ、この地区一帯の詳細な古地形復原が望まれる。

註6 本文第1章IIを参照のこと。

註7 最近の埋没条里の調査によると、条里制地割が平安-鎌倉時代に下るものが検出され(例えば奈良県神田遺跡、大阪府藤部遺跡など)、条里の施行時期そのものについて再検討しなければならない時期にきている。

註8 「久世町史」第3章第1節(128頁)

註9 中野栄夫 「美作国久世保」岡山県史研究創刊号 岡山県史編纂室 昭和56年。



久世町目木周辺航空写真



(1) T-1断面 (南から)



(2) T-11断面 (南西から)



(1) T-8 遠景 (南から)



(2) T-8 断面 (北西から)



(1) T-8 畦畔断面 (北西から)



(2) T-14断面 (北から)

目木条里発掘調査報告書

昭和57年3月20日 印刷

昭和57年3月30日 発行

発行 久世町教育委員会

